

経済センサス - 活動調査 調査実施者 説明資料

総務省統計局

経済産業省調査統計グループ

1 経済センサス - 活動調査の変更について

(1) 調査対象の範囲の変更

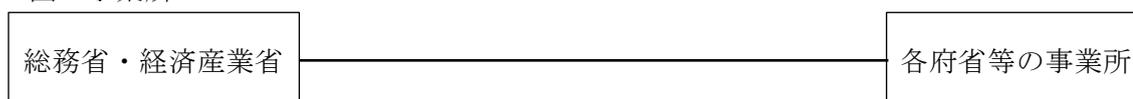
(論点)

a 乙調査はどのような手順、方法で全ての対象の調査を実施するのか。

(回答)

国、地方公共団体の事業所は以下の流れにより、原則として専用回線を使用したEメールにより調査票（エクセル形式）を送受信する方法により行う。

1 国の事業所



2 都道府県の事業所



3 市町村の事業所



(論点)

b 乙調査で設定された調査事項は、どのような考え方に基づいて設定したか。
母集団情報の整備、充実を図るために十分なものとなっているか
c 乙調査において、甲調査と同様に経理項目等の調査事項を設定する必要はないか。

(回答)

国及び地方公共団体の事務所について母集団情報として用いられている情報は、経済センサス - 基礎調査での実績から従業者数（従業者規模）、産業分類に関するものであることから、今回の乙調査で設定した調査事項は母集団情報としてのニーズを満たしていると考えている。

また、国及び地方公共団体の事業所については、受益者負担による料金収入で経済活動を行っている事業所は一部であること、公営企業等については行政記録（地方公営企業年鑑及び地方財政統計年報）を活用できることから、経理項目等について経済センサス - 活動調査の調査事項としては設定していない。なお、従前の経済センサス - 活動調査においても、上述の行政記録情報を活用した参考表（民営事業所の売上高と地方公営企業の売上高を合算）を公表している。

平成28年経済センサス-活動調査
(参考)地方公営企業等を含む企業等数及び売上(収入)金額について

国・地方公共団体の事業所・企業は、営利を目的としないものや受益者負担による料金収入はあるものの運営経費の大半を一般財源に依存しているものがほとんどであり、売上(収入)金額により経済活動を把握できるものが一部の地方公営企業等に限られています。このため、平成28年経済センサス-活動調査(以下、「活動調査」という。)においては、調査対象としていません。

ただし、上記地方公営企業等の経理事項は行政資料から入手できることから、参考として、これら行政資料から得られる地方公営企業等の企業等数及び売上(収入)金額を、活動調査の民営企業等の結果に合算した数値を試算しました。

<企業等に関する集計>

| 産業大分類別 | 民営企業等 | | 地方公営企業等 | | 合 計 | |
|---------------------|-----------|-------------------|---------|-------------------|-----------|-------------------|
| | 企業等数 | 売上(収入)金額 (百万円) | 企業等数 | 売上(収入)金額 (百万円) | 企業等数 | 売上(収入)金額 (百万円) |
| A～S 全産業 | 3,856,457 | 1,624,714,253 | 8,833 | 12,354,462 | 3,865,290 | 1,637,068,716 |
| A～B 農林漁業(個人経営を除く) | 25,992 | 4,993,854 | 1 | 264 | 25,993 | 4,994,118 |
| C 鉱業、採石業、砂利採取業 | 1,376 | 2,044,079 | - | - | 1,376 | 2,044,079 |
| D 建設業 | 431,736 | 108,450,918 | - | - | 431,736 | 108,450,918 |
| E 製造業 | 384,781 | 396,275,421 | 3 | 1,148 | 384,784 | 396,276,569 |
| F 電気・ガス・熱供給・水道業 | 1,087 | 26,242,446 | 6,008 | 5,500,644 | 7,095 | 31,743,090 |
| G 情報通信業 | 43,585 | 59,945,636 | 3 | 191 | 43,588 | 59,945,827 |
| H 運輸業、郵便業 | 68,808 | 64,790,606 | 147 | 732,578 | 68,955 | 65,523,184 |
| I 卸売業、小売業 | 842,182 | 500,794,256 | 1 | 2 | 842,183 | 500,794,258 |
| J 金融業、保険業 | 29,439 | 125,130,273 | 3 | 701 | 29,442 | 125,130,974 |
| K 不動産業、物品賃貸業 | 302,835 | 46,055,311 | 662 | 303,634 | 303,497 | 46,358,945 |
| L 学術研究、専門・技術サービス業 | 189,515 | 41,501,702 | 96 | 69,324 | 189,611 | 41,571,026 |
| M 宿泊業、飲食サービス業 | 511,846 | 25,481,491 | 112 | 7,675 | 511,958 | 25,489,166 |
| N 生活関連サービス業、娯楽業 | 366,146 | 45,661,141 | 322 | 2,149,063 | 366,468 | 47,810,204 |
| O 教育、学習支援業 | 114,451 | 15,410,056 | 19 | 1,637 | 114,470 | 15,411,693 |
| P 医療、福祉 | 294,371 | 111,487,956 | 1,216 | 3,520,485 | 295,587 | 115,008,441 |
| Q 複合サービス事業 | 5,719 | 9,595,527 | - | - | 5,719 | 9,595,527 |
| R サービス業(他に分類されないもの) | 242,588 | 40,853,581 | 240 | 67,117 | 242,828 | 40,920,698 |
| S 公務(他に分類されるものを除く) | ... | ... | ... | ... | ... | ... |

注1)「民営企業等」は、活動調査による結果で、企業等数は平成28年6月1日現在、売上(収入)金額は27暦年の値。

なお、売上(収入)金額は、必要な事項の数値が得られた企業等を対象として集計しました。

注2)「地方公営企業等」は、「平成27年度地方公営企業年鑑」、「平成27年度地方財政統計年報」及び

「平成29年版地方財政白書(平成27年度決算)」(いずれも総務省自治財政局)による結果で、企業等数は平成27年度末現在、

売上(収入)金額は27年度の値。

なお、対象とした地方公営企業等の内訳については、別紙を参照してください。

(論点)

d 経済センサス - 基礎調査においても国及び地方公共団体の事務所を調査対象としているが、本調査と経済センサス - 基礎調査との役割分担はどのようになっているか。

(回答)

国及び地方公共団体事業所の母集団情報の整備については、第Ⅲ期公的統計の基本的な計画等での指摘を踏まえ、経済センサス - 活動調査実施年については経済センサス - 活動調査として実施、経済センサス - 活動調査中間年については経済センサス - 基礎調査で実施すると整理したところ。これにより、国及び地方公共団体事業所について5年に一度の整備から毎年の整備が可能となる。

(2) 調査方法の変更

(論点)

- a 直轄調査と調査員調査の区分けは、どのような考え方に基づいて整理しているか。直轄調査と調査員調査の配分バランスを実施者としてどのように評価しているか。
- b 今回、調査対象区分ごとに調査方法を見直すに至った背景事情や、期待される効果は何か。また、どの程度の対象が、直轄調査又は調査員調査の対象に変更となり、地方公共団体や調査員の事務負担の軽減はどの程度見込まれるか。
- c 個人経営企業の複数事業所を直轄調査から調査員調査に移行する理由は何か。
- d 今回の見直しを行うに当たって、地方公共団体からどのような意見や要望があったのか。
- e 調査員調査から直轄調査へ移行すること以外に、地方公共団体や統計調査員の負担を軽減する実務的な改善策等は何か。
- g 経済構造実態調査（甲調査）対象企業のSNA第二次年次推計へのデータ提供はいつを想定しているのか。内閣府との相談状況はどうか。

(回答)

直轄調査（統計センター及び民間事業者を活用）と調査員調査の区分については、複数事業所企業に対する本社一括調査※は直轄調査、単独事業所の調査は調査員調査での実施を基本としつつ、その他直轄調査と調査員調査の特性を踏まえ、効率的な調査を実施するよう調査区分を整理している。

※本所事業所に傘下支所事業所の調査票をまとめて配布・回収する方式

調査員調査は、約7万人の調査員により数百万単位の調査を実施することが可能であるが、調査員の任期は短期間であることから業務内容については可能な限り簡素化・標準化する必要がある。一方、直轄調査については、民間事業者のリソースの制約から調査員調査並みの規模で行うことは不可能であるが、審査の順序を含め柔軟な対応を行うことが可能であり、後述の経済構造実態調査（甲調査）対象企業のSNA第二次年次推計への早期データ提供の対応を行い得るといった特性がある。

地方公共団体からは、調査員確保が困難となっている状況を踏まえ直轄調査を拡大するよう要望が寄せられている。これについては、民間事業者に対するヒアリング等による受託可能規模を考慮したうえで、前回調査と比べ、全体で約9万事業所（約1300調査員分）を調査員調査から直轄調査に移行するなど、地方公共団体の負担軽減を図っている。

具体的な、調査区分の見直しは以下のとおり。

①経済構造実態調査（甲調査）対象単独事業所（調査員調査→直轄調査）

経済構造実態調査（甲調査）対象単独事業所については、調査の円滑な実施の

観点から経済構造実態調査と同様の調査方法（経済構造実態調査は直轄調査のみ）で実施することとしたもの。また、経済センサス - 活動調査結果のうち経済構造実態調査相当分のデータをSNA第二次年次推計（令和2年の第二次年次推計は、翌々年末の令和4年末以降公表。）に提供することが求められていることから、当該事業所については審査を早期に行ったうえで、調査実施年の翌年（今回調査では、令和4年）8月の提供を予定している。なお、具体的な提供方法等については、引き続き内閣府と調整することとしている。

②従業員数300人以上の単独事業所（調査員調査→直轄調査）

地方公共団体から大規模事業所については調査員がアポイントを取ることが困難であるとの意見を踏まえ、前回調査において、資本金1億円以上の単独事業所を調査員調査から直轄調査に変更したところであるが、資本金情報を把握していない会社以外の法人についても同等の対応を行う観点から従業員数300人以上を新たに直轄調査対象にするもの。

③鉱業、採石業、砂利採取業の単独事業所（調査員調査→直轄調査）

平成28年調査結果における、「鉱業、採石業、砂利採取業」の単独事業所数は、全国で約900事業所と極めて少ないことから、審査の効率性等を考慮し、直轄調査に移行するもの。「鉱業、採石業、砂利採取業」は、当該産業で1種類の調査票を構成していることから、直轄調査への移行により、調査員の事務負担軽減に寄与するものと考えている。

④外国の会社の事業所（調査員調査→直轄調査）

平成28年調査結果における、「外国の会社」の事業所数は、全国で約1600事業所と極めて少ないことから、調査の円滑な実施を図る観点から直轄調査に移行するもの。

⑤個人経営の複数事業所企業（直轄調査→調査員調査）

これまで、売上高については支所事業所で回答することは困難であるとして、本社一括調査による直轄調査で実施してきたが、今回、個人経営企業の売上高等の経理事項については確定申告書の科目にある基本的事項に限定し、本所事業所のみが回答することとしたことから、調査員調査に変更したもの。

また、地方公共団体や調査員の負担軽減策として、調査員調査の過半数の事業所数を占める個人経営企業に対する調査事項を簡素化するほか、個人経営企業を念頭においたスマートフォン用の電子調査票を開発することとしている。これにより、オンライン回答率が向上し、調査票の回収、審査等に要する地方公共団体や調査員の事務負担の軽減を図ることとしている。

(論点)

f 本調査において、プロファイリング活動をどのように活用するのか。

(回答)

統計への影響が大きい大企業を対象に実施するプロファイリング活動は、(独)統計センターが、対象企業ごとに専任の担当者を配置し、調査への回答に対するきめ細かなサポートを行うことにより、報告者負担の軽減を図るものである。

経済センサス - 活動調査においても、プロファイリング活動の仕組みを活用し、約5千企業(約25万事業所)に対し、調査に対する説明、回答補助等のサポートを行うこととしている。なお、先行する経済構造実態調査でもプロファイリング活動を活用した調査を実施しており、同調査を通じて構築した関係を経済センサス - 活動調査の円滑な実施につなげることとしている。

(3) 調査事項の変更

① 調査票の構成の見直し

ア 個人経営企業について

(論点)

- ・ 前回調査の調査票（個人経営調査票）と、今回調査の調査票（調査票（産業共通））の違いは何か。今回、変更する理由は何か。

(回答)

個人経営企業については、平成28年調査では法人企業の産業別調査票に比べると簡素化されているものの、「事業別売上（収入）金額の内訳」等の詳細事項が含まれていることから、産業共通調査票とは別に『【01】個人経営調査票』を設けていたもの。

今回調査では、個人経営企業に対する調査事項をより簡素化したことにより概ね『調査票（産業共通）』に包含される調査事項となったため、『個人経営調査票』を廃止するものである。

イ 法人単独事業所企業について

(論点)

- a サービス関連産業を対象とした調査票の再編は、どのような考え方に基づいて行ったのか。
- b サービス業のうち、飲食サービス業と医療・福祉について独立した調査票を用いる理由は何か。

(回答)

サービス関連産業（「卸売業、小売業」及び「政治団体、宗教」を除く）を対象とした調査票構成の再編は、副業の収入品目をよりの確に把握できるようにするとともに、報告者負担、地方公共団体・調査員の事務負担に配慮し、調査票とあわせて報告者に配布する分類表（収入品目のリスト）に記載の品目数及び調査員が取扱う調査票の種類が過大にならないようにするため、できるだけ同種の品目を提供する産業を組み合わせた上で、調査票を再構成するとの考えに基づき行うもの。具体的には、類似の品目を提供する「建設業」と「不動産業、物品賃貸業」には、同一の調査票及び分類表を配布することとしている。

一方、「医療、福祉」、「飲食サービス業」については、副業の収入比率が極めて低いことから、分類表は配布せずに、限定した品目をあらかじめプリントした調査票を配布する。なお、「飲食サービス業」は、平成28年調査では「サービス関連産業B調査票」に含まれており、約200品目が収録された分類表から売上高のある品目を選定し、回答することとしていたが、今回の調査では、「飲食サービス業調査票」として産業を限定したことにより、選定する品目は、飲食サービス業の関連品目である

14品目に絞られることから、報告者負担が大幅に軽減するとともに、記入漏れ・誤り防止等、調査の精度向上に資するものとなっている。

ウ 法人複数事業所企業について

(論点)

a 企業調査票と事業所調査票を用いてどのように企業、事業所の活動の実態を把握するのか。

(回答)

企業調査票では、企業全体の売上高及び費用項目により、我が国全体の付加価値額を計測するとともに、企業を対象とする統計調査の母集団情報（企業産業分類、企業全体の従業者数、資本金額等）を提供する。

一方、事業所調査票では、地域別の売上高、従業者数の結果を作成するとともに事業所を対象とする統計調査の母集団情報（事業所産業分類、事業所従業者数等）を提供することとしている。

(論点)

b なぜ調査票を統合するのか。調査票を統合することにより、把握する内容に違いはあるのか。

(回答)

従前の経済センサス - 活動調査では、サービス分野の収入品目を企業単位で把握する産業（建設業、サービス関連産業A、学校教育）と事業所単位で把握する産業（サービス関連産業B、医療、福祉）に分かれていた。このため、企業調査票については、サービス品目に係る調査事項のある「【13】企業調査票（建設業、サービス関連産業A、学校教育）」とサービス分野の収入品目に係る調査事項のない「【12】企業調査票」の2種類を作成、事業所調査票についても、サービス分野の収入品目に係る調査事項のない「【20】建設業、サービス関連産業A、学校教育」とサービス分野の収入品目に係る調査事項のある「【22】サービス関連産業B」等の調査票をそれぞれ作成してきたところ。

今回調査では、サービス分野の収入品目（生産物分類ベース）を把握するという点で内容に違いはないものの、その把握する単位を企業単位に一本化するよう見直したところ。その結果、企業単位で把握する調査事項に違いがなくなったことから、企業調査票を統合することにしたものの。また、事業所調査票についてもサービス関連産業については、概ね調査事項の相違が少なくなったことから、調査票を統合することにしたものの。（次頁参照）

【平成28年調査】

| | 企業調査票 | 事業所調査票 |
|--------------|------------|------------|
| サービス関連産業 A 等 | サービス収入品目：有 | サービス収入品目：無 |
| サービス関連産業 B 等 | サービス収入品目：無 | サービス収入品目：有 |



【令和3年調査】

| | 企業調査票 | 事業所調査票 |
|----------|------------|------------|
| サービス関連産業 | サービス収入品目：有 | サービス収入品目：無 |

(論点)

- 昨今の産業界の制度改正に、電力・ガスの小売全面自由化があるが、これに伴う企業の分社化等が行われた結果、電気・ガスの小売供給のみを行う企業もあるが、これらの企業について、活動調査としてどのような対応を考えているのか。

(回答)

電力自由化においては下図の分社形態があるが、発電会社、送配電会社、電気小売会社とも、サービス関連産業 A（電気業を含む産業別調査票）を配布する予定である。これについては、電気小売会社を「卸売業、小売業」として把握することについても検討してきたところであるが、①電気小売会社は事業所別の売上高の把握が困難であること（電気業については、従来いわゆる「ネットワーク型産業」として、事業所別の売上高は把握していない。卸売業、小売業については事業所別の売上高を把握）、②仮に、按分などにより回答を得たとしても、売上高が計上される地域が限定される（下図の東京、中部のみ）ことにより地域別結果の利活用に支障が生じるため、サービス関連産業 A 調査票を配布することが妥当であると判断した。なお、ガス業についても同様の考えにより、都市ガス小売業について、サービス関連産業 A 調査票を配布すると整理している。

<持株会社方式>



<発電・小売親会社方式>



② 調査事項の見直し

ア 個人経営企業に対する調査事項の簡素化

(論点)

- a 経理事項について事業別売上金額や事業所単位での売上高の把握を廃止することで、SNAや産業連関表などにおいて、調査結果の利活用に影響はないか。

(回答)

個人経営企業については、企業数としては全企業の約53%を占めているものの売上高は全体の約2%であり結果への影響は限定されている。また、個人経営企業の約90%が主業のみであり、産業小分類格付けまで行っていることを踏まえると、利活用には大きな支障は生じないものと考えている。加えて、個人経営の複数事業所企業についても9割超が同一産業の事業所から構成されていることから、企業全体の売上高（確定申告書の売上高）を用いても大きな支障はないと考えている。

なお、平成28年調査において、個人経営企業については、売上高等の帳簿管理を税理士に任せているなどにより、事業別売上高等について未回答となっている事例が多いとの報告が寄せられているが、今回、原則、確定申告書から転記可能な科目に限定することにより、個人経営企業の報告者負担の軽減及び回答率の向上、これに伴う地方公共団体における督促・審査の事務負担の軽減、地方公共団体の審査リソースをGDPへの影響が大きい法人企業に重点配分することで、調査結果の精度向上を実現することとしている。

- b 事業所ごとに経理事項を把握しないことにより、地域別表章への影響はどうか。また、他の利活用面への影響はないか。

(回答)

本所事業所が回答した企業全体の売上高（確定申告書の売上高）を事業従事者数等により支所事業所を含め各事業所に配分（按分）（別添1参照）することで事後的に事業所別の売上高を算出し、地域別表章の利活用に支障が生じないような措置を講じることとしている。

イ サービス分野の収入の内訳の把握

(論点)

- a 本調査のサービス分野の収入品目と生産物分類の把握との関係はどのようになっているか。
- f 本調査で把握した生産物分類ベースの収入品目が、SUTを作成する上で、どのように活用されることになるのか。

(回答)

本調査のサービス分野の収入品目の選定に当たっては、サービス分野の生産物分類（統合分類：394分類、詳細分類：782分類）をベースとしつつ、『基準年SUT・産業関連表及び中間年SUTに係る基本構成の大枠』において、「2020年供給表・使用表における部門については、」 「サービス分野については、基本的には、生産物分類から産出先（需要先）が異なるものを採用する」するとの考え方を踏まえ、原則、①統合分類内の詳細分類の需要先（事業者向け（中間需要）か一般消費者向け（最終需要）か）が異なる場合は詳細分類を選定、②統合分類内の全ての詳細分類の需要先が同一の場合は統合分類を選定、③統合分類内の全ての詳細分類の需要先が同じであっても、需要先産業が異なる場合は詳細分類を選定することにより、約400品目を選定した。

サービス分野の生産物分類の選定例

- ① 統合分類内で詳細分類の需要先が異なる場合（詳細分類を選定）

| 生産物分類（統合分類） | 生産物分類（詳細分類） | → | センサス品目 | |
|-------------|-------------|---|--------|--------------|
| 電気（小売） | 電気（事業用小売） | | | 電気（その他事業者向け） |
| | 電気（家庭用小売） | | | 電気（家庭向け） |

・電気の販売収入を需要先別（事業者向け、一般消費者向け）に把握する観点から、詳細分類を選定

- ② 統合分類内の全ての詳細分類の需要先が同一の場合（統合分類を選定）

| 生産物分類（統合分類） | 生産物分類（詳細分類） | → | センサス品目 | |
|-------------|----------------|---|--------|------------|
| 公衆浴場入浴サービス | 一般公衆浴場入浴サービス | | | 公衆浴場入浴サービス |
| | その他の公衆浴場入浴サービス | | | |

・詳細分類「一般公衆浴場入浴サービス」、「その他の公衆浴場入浴サービス」が、何れも一般消費者向けであることから、統合分類を選定

- ③ 統合分類内で詳細分類の需要先産業が異なる場合（詳細分類を選定）

| 生産物分類（統合分類） | 生産物分類（詳細分類） | → | センサス品目 | |
|-------------|-----------------|-------------|--------|-------------------|
| 給食サービス | 学校向け給食サービス | | | 給食サービス（学校向け） |
| | 医療・福祉施設向け給食サービス | | | 給食サービス（医療・福祉施設向け） |
| | その他の給食サービス | 給食サービス（その他） | | |

・需要先を（「O教育、学習支援業」、「P医療、福祉」、「その他の産業」）別に把握する観点から、詳細分類を選定

(論点)

- b 報告義務者には、サービス分野の収入品目を回答してもらうために、どのような資料を配付するのか。調査票別に、関連性のある部分に限定した生産物分類のリストを配布するのか。
- c 試験調査において、サービス分野の収入品目の記入状況はどのようになっているか。
- d 今回の調査結果において、副業に関するどのような情報が把握可能となるのか。

(回答)

サービス分野の収入品目の把握に当たっては、各調査票及び調査票と併せて配布する分類表(品目リスト)において、主たる産業の収入品目について網羅的に設定しているほか、その他の産業に該当する収入品目についても、副業として産出される可能性が高い収入品目について分類表に加えるなど、副業の把握についても充実を図っている。なお、上述により設定される収入品目数は調査票種類ごとに異なるが、収入品目数が少ない調査票は、調査票に収入品目を印字する方式を採用している(分類表を別途配布しない)。一方、収入品目数が多い調査票については、別冊の分類表を配布する方式を採用している。**(別添2参照)**

試験調査におけるサービス分野の収入品目の記入率は、単独事業所調査票では8割以上と平成28年経済センサス - 活動調査試験調査の事業収入内訳の記入率とほぼ同水準を確保している。一方、企業調査票では、9割以上の記入率を確保しており、事業所単位で事業収入内訳を把握していた平成28年経済センサス - 活動調査試験調査の記入率(約6割)と比べ、回答率が大幅に上昇している。

令和3年経済センサス - 活動調査 サービス収入内訳記入率

| 調査票種類 | | 記入率 |
|----------|----------------|-----|
| 単独事業所調査票 | 建設業、不動産業、物品賃貸業 | 83% |
| | 飲食サービス業 | 88% |
| | 医療、福祉 | 92% |
| | サービス関連産業A | 83% |
| | サービス関連産業B | 82% |
| | サービス関連産業C | 82% |
| 企業調査票 | | 94% |

(論点)

- e 複数事業所企業については、企業票に限定して生産物分類を把握することとしているが、企業単位の副業の把握では、地域別表章ができないため、調査結果の利活用等において問題とはならないか。

(回答)

現時点においては、サービス分野の生産物分類に関する地域別表章について具体的な要望が寄せられていない。なお、今後利活用が生じる可能性を想定し、企業単位に回答された生産物を地域別に按分する方法の研究を進めていく予定である。

ウ 商品売上原価の把握

(論点)

- a 今回調査において、商品売上原価を把握することとなった理由は何か。
b 主業企業と同様、副業企業においても年初商品手持額及び年末商品手持額について把握する必要はないか。

(回答)

今回調査では、GDP統計整備の観点から、副業の生産構造をより正確に捉えることを求められており、その一環として、副業企業の商業マージンについても把握することを要望されていたことから見直しを行うもの。

平成24年調査では、「卸売業、小売業」（以下「商業」という。）が主業、副業であるかを問わず、卸売・小売の商品販売を行った法人に対し、商品販売額に対応する商品売上原価の記入を求めたが、平成28年調査では、利活用（産業連関表の推計には商業が主業である場合の商業マージン額のみを使用）及び報告者負担軽減の観点から、商業マージンの把握は商業が主業の企業のみとする見直しを行った。その際、平成26年商業統計調査（平成26年経済センサス - 基礎調査と同時実施）においては、「年初及び年末商品手持額」及び「年間商品仕入額」が調査事項とされていたことから、当時は、商業統計調査との継続性の確保を考慮し、同様の調査事項としたものである（「商品売上原価」は、「年初及び年末商品手持額」及び「年間商品仕入額」から算出可能である）。

今回調査では、商業マージンを把握するために、平成28年調査と同様の調査事項とすると、商業が副業の企業に対しても「年初商品手持額」、「年末商品手持額」及び「年間商品仕入額」の記入を求めることになるため、調査事項を「商品売上原価」として把握する。

商業が主業の企業においては、在庫の把握のため、年初商品手持額及び年末商品手持額も記入を求めるが、副業企業については、報告者負担軽減のため、商品売上原価のみとする。

(参考：商業マージンの把握に係る調査項目)

| | 平成24年調査 | | | 平成28年調査 | | | 今回調査 | |
|--------------------|---------|-------|---|-------------|-------|---|-------|-------|
| | 商業が主業 | 商業が副業 | | 商業が主業 | 商業が副業 | | 商業が主業 | 商業が副業 |
| 卸売・小売別の 年間商品販売額 | ○ | ○ | | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| 品目別の 年間商品販売額 | ○ | — | | ○ | — | | ○ | — |
| 商品売上原価 ※ | ○ | ○ | → | 計算に より把握 | — | → | ○ | ○ |
| 年初商品手持額 | — | — | | ○ | — | | ○ | — |
| 年末商品手持額 | ○ | — | | ○ | — | | ○ | — |
| 年間商品仕入額 | — | — | | ○ | — | | — | — |

※ 商品売上原価 = 「年初商品手持額」 + 「年間商品仕入額」 - 「年末商品手持額」

エ 費用項目の簡素化

(論点)

- a 費用項目における一部の調査事項を廃止する理由は何か。また、調査事項の一部廃止により、付加価値額を算出する際に支障が生じることはないか。
- b 今回、廃止する費用項目について、a 以外の利活用上の支障は生じることはないか。

(回答)

『基準年SUT・産業連関表及び中間年SUTに係る基本構成の大枠』の中で、「経済センサス - 活動調査の調査結果は、供給表を推計するための「産業」別の産出額の推計及び使用表を推計するための投入項目の大枠の推計に利用する」とされており、投入項目の大枠の推計に必要な費用項目は、「売上原価」、「給与総額」、「福利厚生費（退職金を含む）」、「動産・不動産賃借料」であることから、これ以外の費用項目を削除することによる利活用上の支障はないと考えている。

なお、同年に産業連関構造調査が従前より拡大して実施されると聞いており、報告者負担の観点から費用項目の簡素化は必要であると考えている。

付加価値額の算出^{※2}については、

売上高^{※1} - 費用総額^{※1} + 給与総額 + 租税公課 …算出式

※1 「J金融業、保険業」の会社及び会社以外の法人の場合は、経常収益、経常費用

※2 売上高を収益事業とする「政治団体、宗教」については、「給与総額+租税公課」で算出

としており、令和3年調査で廃止する減価償却費、外注費、支払利息等は使用しておらず、費用項目の一部廃止による影響は生じない。

オ 労働者区分の変更

(論点)

- a 今回の労働者区分の見直しによって、報告者が回答に当たって混乱することはないか。試験調査において当該項目の変更について照会等はあったか。
- b 報告者の回答がより容易となるよう、どのような措置を検討しているか。
- c 今回の労働者区分の見直しによって、どの程度の影響を見込んでいるか。

(回答)

試験調査の結果では、事業所の従業者数について、「⑦合計」と内訳（「①個人業主」～「⑥有期雇用者（1か月未満、日々雇用）」）の合計数が97.9%の事業所で一致していること、当該項目の変更について特段の照会がなかったことから、変更に伴う混乱はなかったものと考えている。なお、本調査においては、報告者がより容易に回答できるよう、調査票の無期雇用者、有期雇用者（1か月以上）の回答欄に、それぞれ説明文を記載するなどの措置を講じる。

労働者区分の見直しの影響については、『労働者の区分等に関する検証・検討結果（最終報告）（産業関連統計の体系的整備等に関するワーキンググループ）』において平成24年賃金構造基本統計調査（厚生労働省所管の基幹統計調査）結果に基づく試算では、「正社員と正社員以外」と「無期雇用者と有期雇用者（1か月以上）」との間で、0.1%程度の影響が生じるものと推計されている。

<経済センサス - 活動調査調査票（抜粋）>

| 4 この事業所の従業者数 ● 6月1日現在の従業者数を記入してください。 | | | | | | | | | | |
|--------------------------------------|--|---|---|---|---|-----------------------------|----------------|---|------|------|
| 区分 | (1) この事業所に所属する従業者数 | | | | | | (2) 受入者 | | | |
| | ① 個人業主 個人経営の 専業主で、 実際にこの 事業所を経 営している人 | ② 個人業主の 家族で無給 の人 個人業主の 家族で実合や 給金を受けず に常時従事し ている人 | ③ 有給役員 個人経営 以外で役員 報酬を 得ている人 | ④ 無期雇用者 期間を定めず に雇用してい る人(定年制 も含む) | ⑤ 有期雇用者 (1か月以上) 1か月以上の 期間を定めて 雇用している人 | ⑥ 有期雇用者 (1か月未満、 日々雇用) | ⑦ 合計 ①～⑥の合計 | ⑧ 送出处 ⑦合計のうち、 別経営の事 業所へ出向 又は派遣し ている人 | ⑨ 出向 | ⑩ 派遣 |
| 男 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 女 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |

カ その他の主な調査事項の見直し

- ・ その他の主な調査事項の見直しは、下記のとおり（各調査票に振られた番号は、審査メモの別添資料1と対応）。

| No | 調査事項 | 変更内容 | 備考（変更理由等） |
|----|------------------------|------|-------------------------|
| ① | 法人番号 【調査票（01 産業共通）】 | 追加 | 第Ⅲ期基本計画での指摘を踏まえて追加するもの。 |

| | | | |
|---|---|-----|---|
| | <p>【単独事業所企業調査票（02～12 全産業）】</p> <p>【複数事業所企業調査票（13～20 全産業）】</p> | | |
| ② | <p>物品賃貸業のレンタル年間売上高及びリース年間契約高</p> <p>【単独事業所企業調査票（06 建設業、不動産業、物品賃貸業）】</p> <p>【複数事業所企業調査票（13 企業票）】</p> | 見直し | リース契約高をファイナンスリースとオペレーティングリースに分割するとともに、リース・レンタル物件も一部見直しするもの。 |
| ③ | <p>8時間換算雇用者数</p> <p>【単独事業所企業調査票（05 卸売業、小売業、07飲食サービス）】</p> <p>【複数事業所企業調査票（18 卸売業、小売業、19建設業、サービス業）】</p> | 廃止 | 報告者負担の軽減の観点から廃止するもの。 |
| ④ | <p>事業所に従事している人のうち個人業主等を除いた人の毎月末現在数（1月～12月まで）の合計</p> <p>【単独事業所企業調査票（04 製造業）】</p> <p>【複数事業所企業調査票（17 製造業）】</p> | 廃止 | 工業統計調査の見直しに合わせて、報告者負担の軽減の観点から、廃止するもの。 |
| ⑤ | <p>電子商取引の有無及び割合</p> <p>【調査票（01 産業共通）】</p> <p>【単独事業所企業調査票（02～12 全産業）】</p> <p>【複数事業所企業調査票（13～20 全産業）】</p> | 廃止 | 報告者負担の軽減の観点から、廃止するもの。 |
| ⑥ | <p>チェーン組織への加盟</p> <p>【単独事業所企業調査票（05 卸売業、小売業）】</p> <p>【複数事業所企業調査票（18 卸売業、小売業）】</p> | 廃止 | 報告者負担の軽減の観点から、廃止するもの。 |
| ⑦ | <p>宿泊業の収容人数、客室数</p> <p>【単独事業所企業調査票（10 サービス関連産業B）】</p> <p>【複数事業所企業調査票（19 建設業、サービス業）】</p> | 廃止 | 報告者負担の軽減の観点から、廃止するもの。 |
| ⑧ | <p>鉱業活動に係る費用</p> <p>【単独事業所企業調査票（03 鉱業、採石業、砂利採取業）】</p> <p>【複数事業所企業調査票（16 鉱業、採石業、砂利採取業）】</p> | 廃止 | 共通事項で費用総額は把握しているため、費用の内訳に当たる当該事項については、報告者負担の軽減の観点から、廃止するもの。 |
| ⑨ | <p>酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額</p> <p>【単独事業所企業調査票（04 製造業）】</p> <p>【複数事業所企業調査票（17 製造業）】</p> | 廃止 | 工業統計調査の見直しに合わせて、報告者負担の軽減の観点から、廃止するもの。 |
| ⑩ | <p>リース契約による契約額及び支払額</p> <p>【単独事業所企業調査票（04 製造業）】</p> <p>【複数事業所企業調査票（17 製造業）】</p> | 廃止 | 工業統計調査の見直しに合わせて、報告者負担の軽減の観点から、廃止するもの。 |

(論点)

・ 今回、廃止する調査事項について、利活用面等から、どのような検討を行ったのか。

(回答)

③ 8時間換算雇用者数

経済センサス-活動調査では、「正社員・正職員以外」の比率が高い（「卸売業、小売業」、「飲食サービス業」について、8時間換算雇用者数（少数第1位を切り上げ）を把握してきたところであるが、賃金構造基本統計調査（厚生労働省）で1日当たり所定内実労働時間数及び超過実労働時間数が把握されており、経済センサス-活動調査の従業者数を組み合わせることで、より精緻に把握（推計）することが可能であることから、報告者負担の軽減も考慮し廃止することとしたもの。

<賃金構造基本調査調査票（抜粋）>

2. 労働者に係る事項

| (1) 一連番号 | (2) 性 | (3) 雇用形態 | | | | | (4) 就業形態 | (5) 最終学歴 | | | | | | | | | (6) 新卒者 | (7) 年齢 | (8) 勤続年数 | (9) 役職番号 | (10) 職種番号 | | | | | (11) 経験年数 | (12) 実労働日 | (13) 所定内労働時間数 | (14) 超過労働時間数 | | | | |
|----------|-------|-----------|-----------|-------------|----------|---------|----------|----------|-------|------|--------|----------|----------|-------|-------|-------|---------|--------|----------|----------|-----------|-----|-----|-----|-----|-----------|-----------|---------------|--------------|-----|-----|-----|-----|
| | | 1 常用労働者 | 2 正社員・正職員 | 3 正社員・正職員以外 | 4 臨時労働者 | 5 臨時労働者 | | 1 一般 | 2 短時間 | 3 中学 | 4 高校 | 5 専門学校 | 6 高等専門学校 | 7 大学 | 8 大学院 | 9 不明 | | | | | 1 新卒者 | 2 職 | 3 年 | 1 1 | 2 2 | | | | | 3 3 | 4 4 | 5 5 | |
| 01 | 男女 | 1 期間の定め無し | 2 期間の定め有 | 3 期間の定め無し | 4 期間の定め有 | 5 臨時労働者 | 1 一般 | 2 短時間 | 3 中学 | 4 高校 | 5 専門学校 | 6 高等専門学校 | 7 大学 | 8 大学院 | 9 不明 | 1 新卒者 | 2 職 | 3 年 | 1 1 | 2 2 | 3 3 | 4 4 | 5 5 | 1 1 | 2 2 | 3 3 | 4 4 | 5 5 | 1 1 | 2 2 | 3 3 | 4 4 | 5 5 |

(④⑨⑩の回答)

経済センサス-活動調査の実施年は、工業統計調査は中止となるが、製造業調査票の第2面では、工業統計調査とほぼ同じ調査事項を把握し、その結果を利用することで、工業統計調査の継続性を確保する設計としている。そのため、工業統計調査の調査事項変更に合わせて、製造業調査票の第2面についても検討を行った。

④「事業所に従事している人のうち個人業主等を除いた人の毎月末現在数（1月～12月まで）の合計」

従前、工業統計調査の調査期日は12月31日であったため、従業者数を調査期日で把握すると、年末の特殊性から年平均より下振れる傾向にあることから、毎月末現在数の合計を調査し、毎月末現在の平均を求めることで、12月31日現在で得られたデータを補正する情報として利用していた（当該調査事項単体での利用ニーズはない）。平成29年の工業統計調査から調査期日が6月1日に変更され、通年の平均的な数値が把握可能となり、当該調査事項は廃止された。経済センサス-活動調査においても、同様の理由から不要と判断し廃止することとした。

⑨「酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額」

工業統計調査では、従前、「酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額（年間）」を付加価値の算出のため把握していたが、当該調査事項は、報告者負担が

大きいとされたため、該当する品目別製造品出荷額と直接輸出額の割合（年間）から算出する方法に変更し、当該調査事項は廃止した。経済センサス-活動調査においても同様の対応とし、廃止することとした。

⑩ リース契約による契約額及び支払額

本調査事項は、資本ストックを把握するに当たり、「有形固定資産」記入欄では把握できないリース資産の状況を補完的に把握するために設けていた項目である（所有権が移転しない場合は、売買ではなく賃貸借契約として、固定資産とは別計上になるため、「有形固定資産」としては記入されなかった）。

平成19年の会計基準の変更により、本調査事項により報告される多くの部分は有形固定資産に計上されるようになったため、本調査事項を廃止し、「有形固定資産」記入欄のみとするもの。同じ理由から工業統計調査では同様の調査事項は既に廃止されている。

⑤ 電子商取引の有無及び割合

本調査事項（電子商取引の有無及び割合）は、母集団情報及び産業構造の把握の目的で、平成24年経済センサス-活動調査より設けられた。平成24年経済センサス-活動調査における本調査事項の結果は、従来、事業所・企業統計調査では把握できなかった電子商取引の比率（一般消費者と電子商取引を行った場合の割合）の把握及び金額の算出が可能となった点、また、商業統計調査では卸売・小売業のみであった調査対象が全産業対象に拡充された点などから評価され、平成28年調査の検討時点においては、継続の要望もあった。

電子商取引に関する統計数値の主なニーズは、当初、普及状況や市場規模など、基礎的な情報把握が中心であり、本調査において基盤的な情報整備の観点から調査事項を設けた。しかしながら、電子商取引を取り巻く状況の急速な変化により、国境を越える取引や個人間の取引など、ニーズが複雑化してきており、本調査事項の利活用は極めて少ない状況となっている。

本調査において、複雑化したニーズに対応するためには、調査事項を詳細なものとする必要があるが、報告者負担軽減の観点から困難であると判断し、現状の利活用状況も踏まえ本項目を廃止することとした。

⑥ チェーン組織への加盟

本調査事項（チェーン組織への加盟）は、中小小売業のチェーン組織への加盟状況について、その実態を把握するため、商業統計において把握を始めたものである。平成24年調査では、卸売業、小売業の産業特性事項を把握する調査票は、個人経営者（の単独事業所）用、法人・団体（の単独事業所）用及び複数事業所用の3種類があり、それぞれの調査票において、チェーン組織への加盟状況を把握していた。しかし、平成28年調査においては、卸売業、小売業の個人経営者用調査票は廃止となり、全産業に共通した個人経営調査票（「チェーン組織への加盟状況」に係る調査事項はない）を使用することとなったため、個人経営者分の実態を把握できず、残る部分のみの利活用が見込まれないため廃止することとした。

⑦ 宿泊業の収容人数、客室数

当該調査事項については、「宿泊旅行統計調査」の層化基準に活用することを想定に平成24年調査から設定しているものであるが、現時点において、当該調査事項が活用されていないことから、報告者負担の軽減を考慮し廃止することとしたもの。

⑧ 鉱業活動に係る費用

鉱業については、事業所数、売上金額ともに全産業に占める割合が小さいが、産業別特性を把握する調査票第2面の調査事項が詳細であり、報告者への負担となっていた上に、結果表における秘匿箇所も多い。そのため、「生産数量及び生産金額」欄において生産品目の統合等により64品目から36品目へ削減するとともに、「鉱業活動に係る経費」を廃止し、複数事業所調査票では「費用総額」のみとし、単独事業所調査票においては、調査票第1面の共通事項で把握することで簡素化を図る。

なお、利活用の面においては、鉱工業指数のウェイト算定に用いられるが、採用品目が4品目に限定され、鉱業のウェイトは 17/10000（平成27年基準）と極めて小さいことから、利活用への影響はないと判断した。

（4）集計事項の追加

（論点）

- a 今回調査から、調査事項のうち、サービス分野の収入項目について生産物分類を適用することを計画しているが、これまでの調査結果との違いを統計利用者によりわかりやすく周知するための措置について確認する。

（回答）

公表資料やウェブサイトに掲載する用語の解説や利用上の注意に、「事業収入内訳」（アクティビティ（産業）別売上高）結果と今回調査の「建設・サービス収入の内訳」（生産物分類別売上高）結果の違いに関して、日本標準産業分類の一般原則等の記述を用いつつ、産業分類と生産物分類の違いを記載するなどして、周知を図ることを想定している。

（論点）

- b 立地環境特性編について、飲食サービス業、生活関連サービス業の個人向けサービス業を集計対象に追加する理由は何か。

（回答）

立地環境特性編は、商業統計調査において小売事業所の立地背景別にみた商業活動の実態把握を目的として、全国各地域の商店街別に事業所数、売上（収入）金額等を集計公表してきた。その主な利活用の一つに、中心市街地活性化基本計画の策定における基礎情報としての利用があり、同計画の策定に当たっては、地域の現状等に関する客観的な把握・分析の状況について、小売商業のほか、対消費者サービス

業・飲食業関係に係る統計的なデータ等を基に記載することとされている。

また、商店街振興施策を決定する際の商店街の状況把握に使用するため、地方公共団体等から業種の拡大について要望があることを踏まえ、経済センサス-活動調査において、飲食サービス業、生活関連サービス業の個人向けサービス業を集計対象に追加することで、より一層の利活用が期待される。

2 経済センサス-活動調査及び個人企業経済調査の同時実施について

(論点)

a 同時実施調査票の内容はどのようになっているか。本調査の調査事項が把握されるようになっているか。

(回答)

同時実施に使用する調査票は、両調査（経済センサス-活動調査及び個人企業経済調査）の調査事項に過不足がないよう設計している。（別添3参照）

ただし、経済センサス-活動調査（産業共通調査票）の一部調査事項については、下表のとおり調査事項として設定していない。（個人企業経済調査における調査事項はすべて設定）

表 経済センサス-活動調査の調査事項のうち設定しないもの

| 設定しない調査事項 | 理由 |
|-------------------|---------------------------------------|
| 経営組織 | 対象を個人経営企業に限定しているため |
| 法人番号 | 同上 |
| 消費税の税込み記入・税抜き記入の別 | 経理事項の記入については、個人企業経済調査の税込経理方式を採用しているため |

(論点)

b 個人企業経済調査は調査方法、実施期間が本調査と異なるが、実査や、集計作業において、どのように調整するのか。
c 本調査と個人企業経済調査で今回の調査結果をどのように集計・公表するのか。

(回答)

個人企業経済調査のデータは、国民経済計算の第一次年次推計に使用するため令和3年10月に内閣府へ提供する必要があることから6月末日まで（経済センサス-活動調査は7月末日まで）の調査実施期間としている。また、他の調査対象事業所に先行して審査等を進める必要があることから、民間事業者に委託した直轄調査により調査を実施することとしている。

調査結果については、回収された調査票を両調査で整合した基準に基づき審査等を実施した上で、両調査のそれぞれの調査計画に定められている集計事項により集計・公表を行う。

<個人経営複数事業所企業の売上高按分方法>

次の手順で、企業単位で報告された売上（収入）金額を各事業所に配分する。

- ① 個人経営の単一産業企業のデータを用い、産業小分類別に1事業従事者[※]当たり売上高を求める。
※) 当該事業所で実際に働いている人をいい、従業者数数の合計から「送出者」を除き、「受入者」を加えることにより算出
- ② 各事業所に対し、企業の売上（収入）金額を、①をウェイトにして当該事業所の事業従事者数に応じて配分する。

○調査票の回答イメージ

| | 産業 | 売上（収入）金額 （企業単位） | 事業従事者 |
|-----|----|--------------------|-------|
| 本所 | α | 15,000 | 5 |
| 支所1 | α | - | 4 |
| 支所2 | β | - | 3 |

本所事業所が、企業単位の売上（収入）金額を回答。
一方、支所は売上（収入）金額を回答しない。

①ウェイトの算出

| 産業 | 1事業従事者 当たり売上 （収入）金額 （ウェイト） |
|----|-------------------------------------|
| α | 1,000 |
| β | 550 |

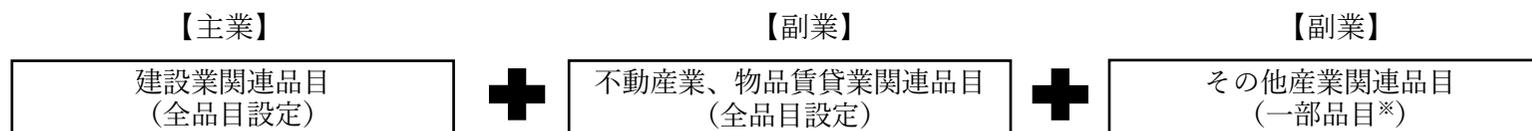
②傘下事業所への配分

| | 産業 | 売上（収入）金額 （企業単位） | 事業従事者 a | ウェイト b | c=a*b | cの構成比 | 売上（収入）金額 （事業所単位） |
|-----|----|--------------------|------------|-----------|--------|-------|---------------------|
| 本所 | α | 15,000 | 5 | 1,000 | 5,000 | 46.9% | 7,042 |
| 支所1 | α | - | 4 | 1,000 | 4,000 | 37.6% | 5,634 |
| 支所2 | β | - | 3 | 550 | 1,650 | 15.5% | 2,324 |
| | | | 12 | | 10,650 | | 15,000 |

c（事業従事者(a)×ウェイト(b)）を求め、その構成比により、企業単位の値（15,000）を各事業所に配分

○産業別調査票における副業品目の把握

例)「建設業」 ⇒ 「建設業、不動産業、物品賃貸業調査票」を配布



※ビルメンテナンスサービス（R-サービス業（他に分類されないもの）
集会場賃貸サービス（R-サービス業（他に分類されないもの）等

○サービス分野（「卸売業、小売業」及び「政治団体、宗教」を除く）の産業別調査票におけるサービス品目の取扱い

| 調査票種類 | 対応産業分類 | 品目数 | 回答方式 |
|----------------|--|-----|--------------------------|
| 建設業、不動産業、物品賃貸業 | D 建設業 K 不動産業、物品賃貸業 | 82 | 別冊の分類表から、売上高の上位10品目を選び回答 |
| 飲食サービス業 | M 宿泊業、飲食サービス業（うち、飲食サービス業） | 14 | |
| 医療、福祉 | P 医療、福祉 | 27 | 調査票に品目別の回答欄を設定 |
| サービス関連産業A | F 電気・ガス・熱供給・水道業 H 運輸業、郵便業 J 金融業、保険業 Q 複合サービス事業（うち、郵便局） | 70 | 別冊の分類表から、売上高の上位10品目を選び回答 |
| サービス関連産業B | M 宿泊業、飲食サービス業（うち、宿泊業） N 生活関連サービス業、娯楽業 O 教育、学習支援業 | 105 | |
| サービス関連産業C | G 情報通信業 L 学術研究、専門・技術サービス業 Q 複合サービス事業（うち、協同組合） R サービス業（他に分類されないもの）（政治団体、宗教を除く） | 182 | |

経済センサス-活動調査 個人企業経済調査 調査票
令和3年6月1日 総務省・経済産業省

凡例：
活動調査の調査事項
個人企業経済調査の調査事項
共通調査事項

※この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、報告の義務があります。
※秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。
※この調査票は、統計的に処理され、税務資料などに使われることはありません。
※インターネットでご回答いただく場合は、別にお配りした「インターネット回答利用ガイド」をご覧ください。

電話番号 () - (内線:)

市区町村コード 調査区番号 事業所番号 *

1 名称及び電話番号
フリガナ
正式名称
通称名
電話番号(代表) () - ()

2 所在地
郵便番号 都道府県名 市区町村名
町丁・字・番地・号 ビル・マンション名等 (階、号室まで記入してください)

3 この場所での事業所の開設時期
○印の数字がない場合は、この場所で事業を始めた時期の番号を○で囲んでください。

① 令和3年 ② 令和2年 ③ 令和元・平成31年 ④ 平成30年 ⑤ 平成29年 ⑥ 平成28年 ⑦ 平成27年 ⑧ 平成17~26年 ⑨ 平成7~16年 ⑩ 昭和60~平成6年 ⑪ 昭和59年以前

4 この事業所の従業者数 ● 6月1日現在の従業者数を記入してください。

| 区分 | (1)この事業所に所属する従業者数 | | | | | | | (2)受入者 | | |
|----|---------------------------------------|---|--|---|---------------------------------|---|------------------------|------------------|---------------------------------------|------|
| | ① 個人業主 (個人経営の事業主で、実際にこの事業所を営んでいる人) | ② 個人業主の家族で無給の人 (個人業主の家族で賃金や給与を受けずに常時従事している人) | ③ 常用雇員 無期雇員 (期間を定めずに雇用している人(定年制も含む)) | | ④ 有期雇員 (1か月以上の期間を定めて雇用している人) | | ⑤ 有期雇員 (1か月未満、日々雇用) | ⑥ 合計 (①~⑤の合計) | ⑦ 送出者 (⑥合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人) | ⑧ 出向 |
| 男 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 女 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |

● 5・6は、個人業主について記入してください。

5 事業主の年齢 ● 該当する番号を○で囲んでください。

① 30歳未満 ② 30~39歳 ③ 40~49歳 ④ 50~59歳 ⑤ 60~69歳 ⑥ 70~79歳 ⑦ 80歳以上

6 後継者の有無 ● 該当する番号を○で囲んでください。

① 後継者がいる ② 後継者がいない

7 この事業所の主な事業の内容 『調査票の記入のしかた』を参照して、できるだけ詳しく記入してください。
※ 印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。

| | |
|--|---|
| (1) 主な事業の内容 ● この事業所で行っている事業のうち令和2年1月から12月までの1年間の収入額又は販売額の最も多い事業について、その事業の内容を具体的に記入してください。 | (2) 生産品、取扱商品又は営業種目 ● 左記(1)の主な事業の内容について、生産品、取扱商品又は営業種目を収入額又は販売額の多い順に記入してください。 |
| (3) 事業の業態 ● 上記(1)の主な事業の内容について、『調査票の記入のしかた』○ページに掲載されている「業態コード」を記入してください。 | ① ② ③ |

8 この事業所の単独事業所・本所・支所の別等

(1) 単独事業所・本所・支所の別
● ○印の内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。
● フランチャイズ・チェーン(FC)加盟店についてはFC本部とは独立した組織となるため、FC本部の支所とはなりません。

① 単独事業所 (他の場所に支所・支社・支店を持たない事業所)
② 本所・本社・本店 (他の場所に支所・支社・支店を持ち、それらを統括する事業所。また、海外のみに支所等を持ち、それらを統括する場合も含みます)
③ 支所・支社・支店 (他の場所にある本所等の統括を受けている事業所)

(2) 企業全体の常用雇員等数及び支所等数
● 6月1日現在の常用雇員等数及び支所等数を記入してください。

| 性別 | 個人業主の家族で無給の人 | | 常用雇員 | | 臨時雇員 | |
|----|--------------|---|------|---|------|---|
| | 男 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 女 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |

① 常用雇員等数
② 支所等数

| 支所等数 | 国内 | | 海外(現地法人は除く) | |
|------|------|-----|-------------|-----|
| | 常用雇員 | 人 | 人 | 人 |
| 支所等数 | 国内 | | 海外(現地法人は除く) | |
| | 事業所 | 事業所 | 事業所 | 事業所 |

(3) 企業全体の主な事業の内容
● 『調査票の記入のしかた』○ページを参照して、できるだけ詳しく記入してください。

主な事業の内容
生産品、取扱商品又は営業種目
①
②
③

(4) 本所等の正式名称・所在地等
● 屋号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。

フリガナ
本所等の正式名称
本所等の通称名
本所等の電話番号(代表) () - ()
本所等の所在地 〒 -

記入おわりです。

● 9 ~ 14 は、行っている事業全体について記入してください。

9 主な事業以外の事業収入の有無
● 該当する番号を○で囲んでください。
例 主な事業として酒小売を行っているがそれ以外の事業としてクリーニングの取次も行っている。

① ある ② ない

7 (1)又は8 (3)の主な事業以外に事業収入はありますか

10 従業者の採用・離職状況
● 令和2年6月1日から令和3年5月31日までの常用雇員の採用者と離職者の延べ人数を記入してください。

総採用者数 [] 人 総離職者数 [] 人

11 企業全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用項目
● 令和2年1月から12月までの1年間の売上(収入)金額等について記入してください。(千円未満四捨五入)
● 消費税を含む金額を記入してください。
※『調査票の記入のしかた』○ページに掲載の確定申告との対応表などを参照して記入してください。

| | | 十億 | 億 | 千万 | 百万 | 十万 | 万 | 千 | 円 |
|--------------------|---------|----|---|----|----|----|---|---|-----|
| ① 売上(収入)金額 | | | | | | | | | 000 |
| ② 仕入金額 | | | | | | | | | 000 |
| ③ 令和2年12月31日現在の棚卸高 | | | | | | | | | 000 |
| ④ 令和元年12月31日現在の棚卸高 | | | | | | | | | 000 |
| ⑤ 経費計 | | | | | | | | | 000 |
| 主な費用項目 | ⑥ 租税公課 | | | | | | | | 000 |
| | ⑦ 損害保険料 | | | | | | | | 000 |
| ⑧ 減価償却費 | | | | | | | | | |
| ⑨ 福利厚生費 | | | | | | | | | |
| ⑩ 給料賃金(専従者給与を除く) | | | | | | | | | |
| ⑪ 外注工賃 | | | | | | | | | |
| ⑫ 利子割引料 | | | | | | | | | |
| ⑬ 地代家賃 | | | | | | | | | |
| ⑭ 専従者給与 | | | | | | | | | |

12 相手先別収入割合

| 収入を得た相手先 | ① 個人(一般消費者) | ② 個人以外 | 合計 |
|----------|-------------|--------|-----|
| 収入割合(%) | | | 100 |

※ 11 ①「売上(収入)金額」を得た相手先別の収入割合について、%で合計が100となるように記入してください。

13 設備投資の有無及び取得額

- 令和2年1月から12月までの1年間に行った設備投資の有無について、該当する番号を○で囲んでください。
- 消費税を含む金額を記入してください。

| | | | | | | | |
|--------------------|---|---------------|----|----|---|---|-----|
| ① 設備投資を行った | | ② 設備投資を行わなかった | | | | | |
| | 億 | 千万 | 百万 | 十万 | 万 | 千 | 円 |
| 新規設備取得額(土地を除く) | | | | | | | 000 |
| うち有形固定資産 | | | | | | | 000 |
| うち車両・機械・工具・器具・備品 | | | | | | | 000 |
| うち無形固定資産(ソフトウェアのみ) | | | | | | | 000 |
| 中古設備取得額(土地を除く) | | | | | | | 000 |

※取得額(減価償却前の額)を記入してください。(千円未満四捨五入)

※有形固定資産には、事務所、店舗、倉庫などの建造物、暖房設備、照明設備などの附属設備、自動車などの車両運搬具等やそれらの手付金を含めます。

取得額が最も多かった時期はいつですか

| | |
|--------|----------|
| ① 1~3月 | ② 4~6月 |
| ③ 7~9月 | ④ 10~12月 |

14 受託の状況

- 令和2年1月から12月までの1年間の受託(※)の状況について、該当する番号を○で囲んでください。

※受託とは、他社が行う製造・修理・役務提供等を請け負うことをいいます。ただし、コンビニエンスストアなど、フランチャイズ等の形態や建設工事の受託は除きます。

受託の有無

① 受託があった ② 受託がなかった (設問 15 へ)

受託の内容に該当する番号すべてを○で囲んでください

| | |
|-----------------|---|
| ① 製造の受託 | 他社が販売する物品・製造請負品・部品・原材料、他社の自己使用する物品・金型などの製造を請け負うこと |
| ② 修理の受託 | 他社が請け負っている部品の修理、他社の自己使用する物品の修理を請け負うこと |
| ③ 情報成果物作成の受託 | 他社が行うプログラム作成、テレビ番組作成、工業デザイン、グラフィックデザインの提供などを請け負うこと |
| ④ 役務提供の受託(上記以外) | 他社が行う運送・物品の倉庫保管、情報処理、メンテナンス(ビル、自動車、機械等)、顧客サポート(アフターサービス、コールセンター等)などの役務提供を請け負うこと |

受託額の売上げに占める割合(金額ベース)で該当する番号を○で囲んでください

| | |
|---------------|---------------------|
| ① 50%未満 | その受託の大半は特定の1企業からですか |
| ② 50%以上100%未満 | |
| ③ 100% | |

| |
|-------|
| ① はい |
| ② いいえ |

● **15 ~ 22** は、第1面 **7** (1)又は**8** (3)の主な事業(※)について記入してください。

※主な事業とは、**8** (1)が、「単独事業所」の場合は**7** (1)の「主な事業の内容」、「本所・本社・本店」の場合は**8** (3)の「主な事業の内容」をいいます。

15 ナエーン組織への加盟の有無

- 該当する番号を○で囲んでください。
- チェーン組織とは、フランチャイズチェーン又はボランティアチェーンをいいます。

① 加盟している ② 加盟していない

チェーン組織への加盟の予定

① ある ② ない

16 パーソナルコンピュータの使用の有無

- 該当する番号を○で囲んでください。
- パーソナルコンピュータには、タブレット型端末を含みません。

事業でパーソナルコンピュータを使用していますか

① 使用している ② 使用していない

インターネットに接続しているパーソナルコンピュータはありますか

① ある ② ない

今後、事業でパーソナルコンピュータの利用を考えていますか

① 考えている ② 考えていない

インターネットへの接続を考えていますか

① 考えている ② 考えていない

17 営業(操業)日数及び時間

- 令和2年1月から12月までの1年間について記入してください。
- 複数の事業所がある場合は、収入額又は販売額の最も多い事業所について、記入してください。

(1) 営業(操業)日数

1年間の営業日数で該当する番号を○で囲んでください

| | | | | |
|-------------------------|--------------------------|--------------------------|-------------------|----------|
| ① 300日以上 〔週6日程度以上営業〕 | ② 250日~299日 〔週5日程度営業〕 | ③ 200日~249日 〔週4日程度営業〕 | 200日未満 | |
| | | | ④ 特定の季節 〔だけ営業〕 | ⑤ (それ以外) |

(2) 1日の平均営業(操業)時間

時間 休憩時間は含めないでください

18 営業用土地・建物の所有形態

- 営業用に使っている土地・建物について、該当する番号を○で囲んでください。
- 複数の事業所がある場合は、収入額又は販売額の最も多い事業所について、記入してください。

(1) 土地について

① 自己所有 ② 借用

[無償の借用は、自己所有としてください]

(2) 建物について

① 自己所有 ② 借用

[無償の借用は、自己所有としてください]

19 営業用建物と自宅用建物の別

- 営業用に使っている建物と個人業主が住んでいる建物は別ですか。該当する番号を○で囲んでください。
- 複数の事業所がある場合は、収入額又は販売額の最も多い事業所について、記入してください。

① 建物は別 ② 建物は同じ

20 事業経営上の問題点

- 当てはまる問題点は、該当する番号すべてを○で囲んでください。
- 大きな問題点は、該当するものを一つだけ選び○で囲んでください。

| | 当てはまる問題点 | 大きな問題点 |
|--------------------|------------------|-----------------|
| | 1~12のうち 複数選択可 | ア~シから 一つだけ選択 |
| 大手企業・同業者との競争の激化 | ① | ア |
| 需要の停滞(売上の停滞・減少) | ② | イ |
| 製品・商品ニーズの変化への対応 | ③ | ウ |
| 建物・設備の狭小・老朽化 | ④ | エ |
| 資金繰りの悪化 | ⑤ | オ |
| 従業員の確保難・人材不足 | ⑥ | カ |
| 人件費の増加 | ⑦ | キ |
| 後継者難 | ⑧ | ク |
| 原材料価格・仕入価格の上昇 | ⑨ | ケ |
| 販売価格の低下・値引き要請 | ⑩ | コ |
| 家賃・地代の上昇 | ⑪ | サ |
| コストの増加を販売価格に転嫁できない | ⑫ | シ |

他に問題点があれば右の枠内に記入してください

21 今後の事業展開

- 該当する主な項目の番号を一つだけ選び○で囲んでください。

| | |
|------------------------------|---------------|
| ① 事業拡大・店舗の増設を図りたい | ⑥ 事業の規模を縮小したい |
| ② 事業の共同化・協業化・チェーン組織への加盟を図りたい | ⑦ 転業したい |
| ③ 経営の多角化を図りたい | ⑧ 休業したい |
| ④ 事業の専門化を図りたい | ⑨ 廃業したい |
| ⑤ 現状のままを維持したい | ⑩ 特に考えたことはない |

⑪ その他 右の枠内に記入してください

22 法人化の予定

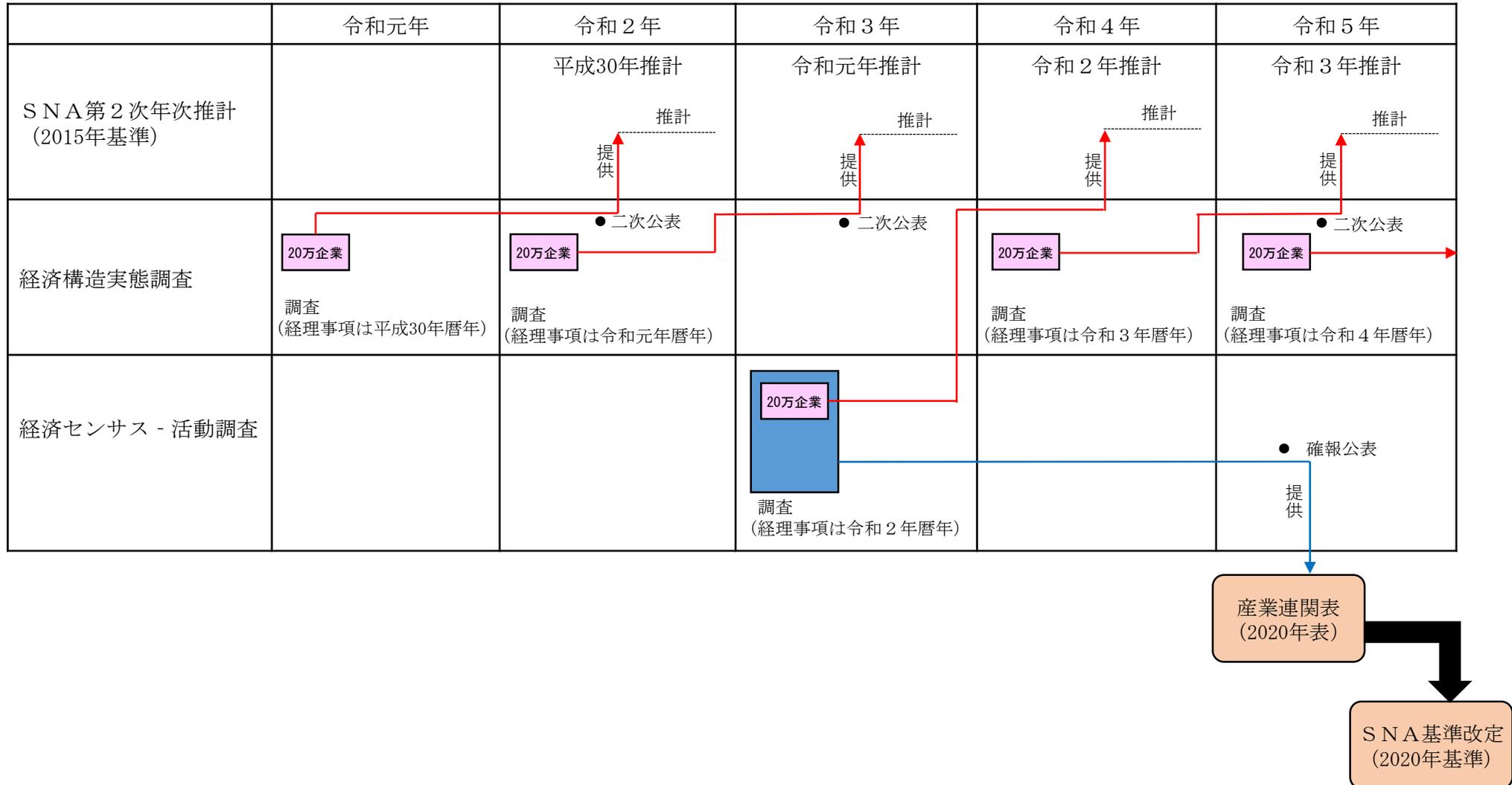
- 該当する番号を○で囲んでください。

① ある ② ない ③ 未定

調査の概要

| | 経済センサス - 活動調査 | 【参考】経済構造実態調査（甲調査） |
|-------------|--|--|
| 調査の意義 | <ul style="list-style-type: none"> 我が国における事業所・企業の経済活動を明らかにし、基準年の経済構造統計を作成すること 事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ること | <ul style="list-style-type: none"> 製造業及びサービス業の経済活動を明らかにし、中間年の経済構造統計を作成すること <p>〔 中間年における母集団情報更新情報は、経済センサス - 基礎調査及び行政記録情報等に基づく事業所・企業への照会事業により把握 〕</p> |
| 調査周期及び調査期日 | 5年（6月1日） <ul style="list-style-type: none"> 売上高等の経理事項については、調査実施前暦年を把握 | 経済センサス - 活動調査実施年を除く毎年（6月1日） <ul style="list-style-type: none"> 売上高等の経理事項については、調査実施前暦年を把握 |
| 調査対象 | 農林漁家等を除く全ての事業所・企業（約770万事業所） | 製造業及びサービス業の売上高総額の8割を達成する範囲に含まれる企業（約20万企業） |
| 国民経済計算等との関係 | <ul style="list-style-type: none"> 産業連関表及び国民経済計算基準年推計の基礎資料として利用 SNA第2次年次推計の基礎資料として利用（経済構造実態調査相当分） | <ul style="list-style-type: none"> SNA第2次年次推計の基礎資料として利用 |

国民経済計算等へのデータ提供の流れ



目的

「統計改革推進会議最終取りまとめ」におけるGDP統計を軸とした経済統計の改善に向けた提言、平成28年経済センサス - 活動調査の実施状況を踏まえて見直しを行う調査事項、調査票及び調査事務について実地の検証を行い、令和3年経済センサス - 活動調査の実施計画策定に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

検証事項

- サービス分野の生産物分類の記入状況
- 新たな調査事項、調査方法等に対応した調査事務（生産物分類の分類表、電子調査票）

調査の概要

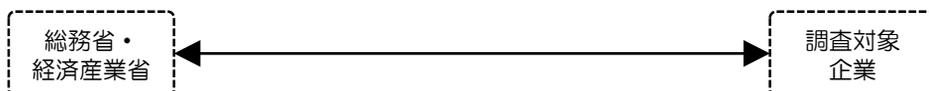
- 調査期日 : 令和元年10月1日
- 調査票 : 別添「経済センサス - 活動調査試験調査 調査票一覧」
- 調査の対象 :
 - (1) 調査員調査（8都県16市区）
 - ① 対象数
約4,500事業所
国が指定する調査区に所在する単独事業所及び新設事業所
 - ② 対象範囲
個人経営、会社及び会社以外の法人のうち、以下の産業を除く民営事業所
「A農業、林業」、「B漁業」、「C鉱業、砕石業、砂利採取業」、「E製造業」、
「N生活関連サービス業、娯楽業のうち792家事サービス業」、
「Rサービス業（他に分類されないもの）のうち934政治団体、94宗教、96外国公務」
 - (2) 直轄調査（全国）
 - ① 対象数
約9,000企業
国が指定する企業（一部企業は傘下事業所を含む）
 - ② 対象範囲
会社及び会社以外の法人のうち、以下の産業を除く民営企業
「N生活関連サービス業、娯楽業のうち792家事サービス業」、
「Rサービス業（他に分類されないもの）のうち934政治団体、94宗教、96外国公務」

○ 調査の流れ

(1) 調査員調査



(2) 直轄調査



経済センサス-活動調査試験調査 調査票一覧

試験調査対象調査票

| 産業分類 | | 単独事業所及び新設事業所の調査 | | 複数事業所企業の調査 | |
|------|-------------------|-----------------|------------------|------------|--------------|
| | | 法人以外 | 法人 | 企業 | 事業所 |
| A | 農業、林業 | 1 産業共通 | 農業、林業、漁業 | 9 企業 | 農業、林業、漁業 |
| B | 漁業 | | 農業、林業、漁業 | | 農業、林業、漁業 |
| C | 鉱業、採石業、砂利採取業 | | 鉱業、採石業、砂利採取業 | | 鉱業、採石業、砂利採取業 |
| E | 製造業 | | 製造業 | | 製造業 |
| I | 卸売業、小売業 | | 2 卸売業、小売業 | | 10 卸売業、小売業 |
| D | 建設業 | | 3 建設業、不動産業、物品賃貸業 | | 11 建設業、サービス業 |
| K | 不動産業、物品賃貸業 | | | | |
| M2 | 飲食サービス業 | | | | |
| P | 医療、福祉 | | 4 飲食サービス業 | | |
| F | 電気・ガス・熱供給・水道業 | | 5 医療、福祉 | | |
| H | 運輸業、郵便業 | | 6 サービス関連産業A | | |
| J | 金融業、保険業 | | | | |
| M1 | 宿泊業 | | 7 サービス関連産業B | | |
| N | 生活関連サービス業、娯楽業 | | | | |
| O | 教育、学習支援業 | | 8 サービス関連産業C | | |
| G | 情報通信業 | | | | |
| L | 学術研究、専門・技術サービス業 | | | | |
| Q | 複合サービス事業 | | | | |
| R2 | サービス業(政治団体、宗教を除く) | | | | |
| R1 | サービス業(政治団体、宗教) | 政治団体、宗教 | 団体(政治団体、宗教) | 政治団体、宗教 | |
| 新設 | 産業共通、本・支共通 | 1 産業共通 | | | |